

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和6年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>加須市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(児童扶養手当法) 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童扶養手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定請求、額改定請求、資格喪失届、現況届等の受理及び審査 ・氏名、住所等変更届の受理及び審査 ・各種請求、届出に基づく手当額の決定及び証書の発行 <p>番号法の別表第二に基づいて当市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 受給者情報ファイル (2) 児童情報ファイル (3) 受給者所得情報ファイル (4) 配偶者義務者所得情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の37の項、並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項、並びに別表第二省令第31条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	齋藤 一夫	小泉 雅広	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	所在地: 埼玉県加須市下三俣290番地	所在地: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	所在地: 埼玉県加須市下三俣290番地	所在地: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。	事前	事務手続の追加
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	—	4. サービス検索・電子申請機能	事前	システム(機能)の追加
平成29年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2	事後	法令の改正
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小泉 雅広	子育て支援課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 児童扶養手当支給ファイル	(1) 受給者情報ファイル (2) 児童情報ファイル (3) 受給者所得情報ファイル (4) 配偶者義務者所得情報ファイル	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (情報照会の根拠) ・別表第二の57の項、並びに別表第二省令第31条	(情報提供の根拠) ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (情報照会の根拠) ・別表第二の57の項、並びに別表第二省令第31条	事後	法令の改正
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (情報照会の根拠) ・別表第二の57の項、並びに別表第二省令第31条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項、並びに別表第二省令第31条	事後	法令の改正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項、並びに別表第二省令第31条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項、並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令)第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項、並びに別表第二省令第31条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和6年1月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年12月1日	事後	時点修正
令和6年1月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年12月1日	事後	時点修正